

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定の一部改正
（県例規集登載）
- 特定施設の設置許可申請
- 指定障害児通所支援事業者の指定
- 指定通所支援の事業の廃止の届出
- 指定居宅サービスの事業の廃止
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退
- 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止
- 生活保護法等に基づく指定介護機関の事業の廃止
- 生活保護法等に基づく指定介護機関の事業の廃止
- 生活保護法等に基づく指定施術機関の指定
- 漁船保険付保義務発生のための同意の認定

県民生活交通課

環境管理課

指導監査室

〃

健康推進課

障害福祉課

〃

〃

〃

水産課

【公告】

目次

担当課（室）

- 土地改良区役員の退任及び就任届
- 基本測量の終了
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
- 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了

【教育委員会】

- 平成三十一年度岡山県教育委員会職員（司書）採用候補者選考試験の実施
- 平成三十一年度岡山県教育委員会職員（埋蔵文化財発掘調査員）採用候補者選考試験の実施
- 平成三十一年度岡山県教育委員会職員（学芸員（美術））採用候補者選考試験の実施

教育委員会

〃

〃

〃

耕地課

監理課

建築指導課

平成30年5月22日 岡山県公報 第11992号

◎岡山県告示第二百九十六号

昭和四十一年岡山県告示第五百十三号（岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定）の一部を次のように改正し、平成二十九年分の補助金から適用する。

平成三十年五月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

表県民生活部の部岡山県広域特定航路安全航行確保事業補助金の項中「四千五百万円」を「二千二百五十万円」に改め、同部岡山県中山間地域生活交通確保事業補助金の項を次のように改める。

地域公共交通 維持確保支援 事業補助金	地域公共交通 の維持及び確 保に向けた取 組の支援	市町村 （指定 都市を 除く。） 等	1 検討・調査等 事業 2 車両購入等事 業 3 実証運行（運 航）事業	一 公共交通に関 する計画に基づ き実施する事業 補助対象経費 の二分の一以 内。ただし、1 については百五 十万円、2及び 3については二 百五十万円を限 度とする。 二 その他の事業 補助対象経費 の三分の一以 内。ただし、百 万円を限度とす る。
---------------------------	------------------------------------	--------------------------------	---	--

表県民生活部の部中山間地域等活性化応援事業補助金の項を次のように改める。

--	--	--	--	--

平成30年5月22日 岡山県公報 第11992号

中山間地域等 活力創出応援 事業補助金	中山間地域及 び離島地域に おける多様な 主体との連携 による地域活 性化及び将来 を見据えた集 落再編に向け た取組の支援	中山間 地域又 は離島 地域を 有する 市町村 (指定 都市を 除く。)	1 地域活性化事 業 2 安心して暮ら せる生活環境づ くり支援事業 3 集落再編支援 事業 (1) 市町村検討 支援事業 (2) 市町村内集 住促進事業	1 については補 助対象経費の二分 の一以内。ただし、 ソフト事業につい ては二百万円、ハ ード事業について は五百万円を限度 とする。 2 については補 助対象経費の三分 の二以内。ただし、 二百万円を限度と する。 3 (1)については 補助対象経費の三 分の二以内。ただ し、百万円を限度 とする。 3 (2)については 補助対象経費の二 分の一以内。ただ し、移転の円滑化 に係る事業につい ては二十五万円、 建物土地利子補給 に係る事業につい ては五十万円を限 度とする。
---------------------------	--	--	---	--

表県民生活部の部おかやま元気！集落支援事業補助金の項中「おかやま元気！集落支

「援事業補助金」を「おかやま元気！集落活動促進支援事業補助金」に、

集落機能の維持・強化のための先導的な事業	補助対象経費の三分の二以内。ただし、一地域につき五〇万円を限度とする。
----------------------	-------------------------------------

を

1 集落機能の維持・強化	補助対象経費の三分の二以内。ただし、1及び2については一地域につき五十万円（事業実施期間が六月以下である場合にあつては、二十五万円）、3のうちソフト事業については五十万円、ハード事業については二百万円を限度とする。
2 集落機能の再強化	
3 集落の自立化	

に改め、同部おかやま大学生中山間地域

等研究・連携促進事業補助金の項を次のように改める。

地域に飛び出せ大学生！おかやま元気！集落研究・交	若者の視点及び発想を生かしたおかやま元気！集落に	県内及び首都圏（東京都、	大学の教員が主催する研究室等において実施する地域課題の解決及び地	補助対象経費の十分の十以内。ただし、県内に大学を設置する法人につ
--------------------------	--------------------------	--------------	----------------------------------	----------------------------------

流事業補助金	おける課題の解決及び地域活性化の促進並びに若者と中山間地域等との交流の促進による若者の中山間地域等への関心や愛着の醸成等	埼玉県、千葉県、茨城県及び神奈川県（川島）内にて大規模な学を設ける法人	域活性化に向けた調査並びに研究	いては五十万円、首都圏内に大学を設置する法人については百万円を限度とする。
--------	--	-------------------------------------	-----------------	---------------------------------------

表県民生活部の部晴れの国おかやま！農山村サテライトオフィス等誘致事業補助金の項の次に次のように加える。

生き活き拠点形成支援事業補助金	日常生活に必要なサービス機能等の維持及び確保を図るための取組の促進	市町村（指定都市を除く。）	1 総合的生活支援・地域活性化事業 2 地域公共交通ネットワーク再編等支援事業 3 施設整備支援事業 4 拠点形成計画作成等支援事業	1及び2については補助対象経費の三分の二以内。ただし、五百五十万円を限度とする。 3及び4については補助対象経費の二分の一以内。ただし、3については一千万円、4については五十万円を限度とする。
-----------------	-----------------------------------	---------------	---	---

表県民生活部の部集落のあり方市町村研究支援事業補助金の項を次のように改める。

--	--	--	--	--

移住・定住促進 進捗事業補助金	多様な主体との連携による移住及び定住の促進による地域の活性化	市町村（指定都市を除く。）	1 移り住もう！ 「晴れの国ぐらし」体験事業 2 空き家活用促進事業 (1) 空き家等を活用した「お試し住宅」整備事業 (2) 空き家改修助成事業 3 移住者起業・就業支援事業 4 移住者受入体制整備事業	補助対象経費の二分の一以内。ただし、1については二十五万円、2(1)については一戸当たり百五十万円、2(2)については一戸当たり百万円、3については一事業当たり百万円、4については七十五万円を限度とする。
--------------------	--------------------------------	---------------	--	--

表県民生活部の部岡山県消費者行政活性化事業費補助金の項中「第四十六条第二項」を「(平成二十一年法律第五十号)第四十七条第二項」に改め、同項の次に次のように加える。

岡山県適格消費者団体支援事業補助金	適格消費者団体の円滑な運営並びに継続的な消費者団体の訴訟制度の普及及び啓発	県内に拠点を置く適格消費者団体	1 既存の適格消費者団体等と情報交換を行うための事業 2 特定適格消費者団体の認定を受けるために必要となる事業	補助対象経費の十分の十以内
-------------------	---------------------------------------	-----------------	--	---------------

表県民生活部の部岡山県人権啓発パートナーシップ推進事業費補助金の項の次に次の

ように加える。

<p>おかやま大学 生人権啓発パ ートナーシッ プ推進事業費 補助金</p>	<p>大学生等との 協働による人 権意識の高揚</p>	<p>県内の 大学生 等が主 体とな って活 動する 団体</p>	<p>人権意識の高揚を 図るための事業</p>	<p>補助対象経費の十 分の十以内。ただ し、十五万円を限 度とする。</p>
--	-------------------------------------	---	-----------------------------	---

◎岡山県告示第二百九十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年五月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 パナソニック株式会社

住 所 大阪府門真市大字門真1006番地

氏 名 取締役社長 津賀 一宏

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 パナソニック株式会社オートモーティブ&インダストリアルシステムズ社

メカトロニクス事業部HMIデバイスビジネスユニット

所在地 津山市河辺字下門1111番地1

平成30年5月22日 岡山県公報 第11992号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設		新 設		新 設		変 更 前		変 更 後	
種	類	66 電気めっき施設 (①電気めっき装置)		65 酸又はアルカリによる表面処理施設 (②黒化処理装置)		65 酸又はアルカリによる表面処理施設 (③CMP研磨装置)		72 尿処理施設 (浄化施設 1)		同左	
能	力	2,880m ³ /日		同左		2,300m ³ /日		98m ³ /日 (730人槽)		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		-		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		工事着手後直ちに		同左		同左		-		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		工事完成後直ちに		同左		同左		-		許可後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		同左		同左		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水 量 (m ³ /日)	0	0.1	同左		0.125 1.0	0.15 1.25	90	98	同左	
	p H	0.5~8	0.5~9	0.5~11.4	0.5~12	8 2	8 2	5.8~8.6	5.8~8.6	同左	
	B O D (mg/L)	27,000	33,000	350,000	420,000	17,900 20	19,700 40	15	25	同左	
	C O D (mg/L)	64,000	77,000	370,000	450,000	8,500 8.2	9,400 12.4	25	35	20	30
	S S (mg/L)	5	6	同左		260 10	290 30	40	60	40	50
	油 分 (mg/L)	-	-	17	21	98 1	110 5	5	10	2	8
	T-N (mg/L)	22	27	760	920	13,100 72	14,400 125	10	20	同左	
	T-P (mg/L)	0.5	0.6	同左		0.32 0.36	0.36 0.48	2	4	同左	
	大腸菌群数 (個/cm ³)	-	-	同左		-	-	3,000以下	3,000以下	同左	
	銅 (mg/L)	18,000	22,000	-	-	53 16	61 20	-	-	同左	
	溶解性鉄 (mg/L)	0.2	0.3	0.3	0.4	0.22 0.2	0.25 0.25	-	-	同左	
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	-	-	同左		2,280 20	2,510 35	-	-	同左	

- 備考 1 種類は、水質汚濁防止法施行令 (昭和46年政令第188号) 別表第1の号番号及び名称とする。
- 2 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の通常の量及び最大の量の欄中数値が上段及び下段に分かれているものについては、上段はスラリー廃液、下段は洗浄廃液を示す。
- 3 新設の特定施設から排出される汚水等は、産業廃棄物として処理委託される。

平成30年5月22日 岡山県公報 第11992号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分	変 更 前				変 更 後				
工場又は事業場における施設番号	浄化施設1				同左				
種 類 及 び 型 式	し尿処理施設, 合併処理				同左				
構 造	R C 造				同左				
主 要 寸 法	16.3m×9.45m×6.4m				同左				
能 力	98m ³ /日 (730人槽)				同左				
処 理 の 方 法	長時間ばっ気, 接触ばっ気				同左				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	-				同左				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	-				同左				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	-				許可後直ちに				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間				同左				
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	90	98	90	98	同左			
	p H	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6				
	B O D (mg/L)	300	400	15	25				
	C O D (mg/L)	200	250	25	35	200	250	20	30
	S S (mg/L)	250	350	40	60	250	350	40	50
	油 分 (mg/L)	40	50	5	10	40	50	2	8
	T - N (mg/L)	50	70	10	20	同左			
	T - P (mg/L)	10	20	2	4				
大腸菌群数 (個/cm ³)	無数	無数	3,000以下	3,000以下					

平成30年5月22日 岡山県公報 第11992号

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	生活排水			
	変更前		変更後	
	通常	最大	通常	最大
水量 (m ³ /日)	90	98	同左	
p H	5.8~8.6	5.8~8.6		
BOD (mg/L)	15	25		
COD (mg/L)	25	35	20	30
SS (mg/L)	40	60	40	50
油分 (mg/L)	5	10	2	8
T-N (mg/L)	10	20	同左	
T-P (mg/L)	2	4		
大腸菌群数 (個/cm ³)	3,000以下	3,000以下		

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 平成30年5月22日から同年6月12日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び津山市役所

平成30年5月22日 岡山県公報 第11992号

◎岡山県告示第二百九十八号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

平成三十年五月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

With ひろば早島

2 所在地

都窪郡早島町早島三三六五―二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人リンク

2 主たる事務所の所在地

倉敷市真備町服部一八九五

三 指定年月日

平成三十年五月一日

四 事業所番号

三三五二六〇〇〇六二

五 事業の種類別

児童発達支援、放課後等デイサービス

平成30年5月22日 岡山県公報 第11992号

◎岡山県告示第二百九十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の二十四第四項の規定により、次の指定通所支援の事業を廃止する旨の届出があった。

平成三十年五月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

With ひろば早島

2 所在地

都窪郡早島町早島三三六五―二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人リンク

2 主たる事務所の所在地

倉敷市真備町服部一八九五

三 廃止年月日

平成三十年四月三十日

四 事業所番号

三三五二六〇〇三九

五 事業の種類別

児童発達支援、放課後等デイサービス

平成30年5月22日 岡山県公報 第11992号

◎岡山県告示第三百号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成三十年五月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

特別養護老人ホームみずきヘルパーステーション

2 所在地

岡山県井原市東江原町一六六一番地の一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人みずき会

2 所在地

岡山県井原市東江原町一六六一番地の一

三 廃止年月日

平成三十年五月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇七〇〇二九〇

五 サービスの種類

訪問介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

アースサポート津山

2 所在地

岡山県津山市東一宮二二番地三

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

アースサポート株式会社

平成30年5月22日 岡山県公報 第11992号

2 所在地

東京都渋谷区本町一丁目四番一四号

三 廃止年月日

平成三十年五月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇一六六九

五 サービスの種類

訪問介護

◎岡山県告示第三百一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成三十年五月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

医療法人清梁会高梁中央訪問看護ステーション 高梁市頼久寺町八一六

平成三十年三月三十一日

◎岡山県告示第302号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり事業の廃止の届出があつた。

平成三十年五月二十二日

岡山県知事 伊原 隆 太

1 病院、診療所又は薬局

名称	所在地	廃止年月日
岸本歯科医院	備前市西片上33	H30.3.31

2 指定訪問看護事業者等

名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	廃止年月日
医療法人清梁会	高梁市南町53	高梁中央訪問看護ステーション	高梁市頼久寺町8-6	H30.3.31

◎岡山県告示第303号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護を担当させる介護機関を次のとおり指定した。

平成三十年五月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人十字会	真庭市下河内2275	十字園グループホーム	真庭市下河内2275	H30.2.13

◎岡山県告示第百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成三十年五月二十二日

岡山県知事 伊原 隆 太

事業者

種 類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
居宅介護事業者	特定非営利活動法人誠道会	津山市宮尾1386-1	デイサービスあかり	津山市宮尾1386-1	H30.3.31
介護予防事業者	特定非営利活動法人誠道会	津山市宮尾1386-1	デイサービスあかり	津山市宮尾1386-1	H30.3.31
居宅介護事業者	医療法人清梁会	高梁市南町53	高梁中央訪問看護ステーション	高梁市頼久寺町8-6	H30.3.31
介護予防事業者	医療法人清梁会	高梁市南町53	高梁中央訪問看護ステーション	高梁市頼久寺町8-6	H30.3.31

◎岡山県告示第三百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当させる施術機関を次のとおり指定した。

平成三十年五月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

施術所を開設していない施術者

氏名	住所	指定年月日
道廣 好満	浅口市宍島町131-4	H30.3.30

◎岡山県告示第三百六号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があつたものと認めた。

平成三十年五月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

加入区の名称 胸上加入区

玉野加入区

大島美の浜加入区

平成30年5月22日 岡山県公報 第11992号

〔二六七〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成三十年五月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山市	測量区域
基本測量(電子国土基本図(地名情報)「住居表示住所」整備業務)	測量の種類
平成三十年三月二十三日	終了年月日

〔二六八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年五月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市下市字寺田五七一、五八、六〇一一、六〇一八

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市北区富田町一丁目一一〇

菱善地所有株式会社

代表取締役 宮井 宏

三 許可番号

岡山県指令建指第二四九号

〔二六九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

平成三十年五月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市下市字寺田五七一一、五八、六〇一一、六〇一八

二 公共施設の種別

道路、下水道、水路、消防の用に供する貯水施設

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市北区富田町一丁目一一〇

菱善地所有株式会社

代表取締役 宮井 宏

五 許可番号

岡山県指令建指第二四九号

平成30年5月22日 岡山県公報 第11992号

◎岡山県教育委員会公告

平成三十一年度岡山県教育委員会職員（司書）採用候補者選考試験を次のとおり実施する。

平成三十年五月二十二日

岡山県教育委員会

一 試験の目的

この試験は、平成三十一年度岡山県教育委員会職員（司書）採用の選考資料とするために実施する。

二 採用職種

司書

三 採用予定人員

三名

四 職務内容

県立学校、岡山県立図書館等において司書の業務に従事する。

五 受験資格

昭和六十三年四月二日以降に生まれた者で、司書の資格を有するもの又は平成三十一年三月末日までに取得見込みのもの。ただし、次のいずれかに該当する者は、受験することができない。

1 日本の国籍を有しない者

2 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号のいずれかに該当する者

六 受験申込み

1 受付期間

平成三十年六月五日（火曜日）から同月十五日（金曜日）までの期間中（土曜日及び日曜日を除く）、八時三十分から十七時十五分まで。なお、郵送の場合は、同日までの消印があるものは受け付ける。

2 提出書類

- (1) 受験申込書（所定の様式による。）
- (2) 受験票（所定の様式による。）

3 受付場所

岡山県教育庁教育政策課人事班

(〒七〇〇―八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号)

(電話 (〇八六) 二二六―七五六八 直通)

4 受験票の交付

受験票は、受付締切後、平成三十年六月二十一日(木曜日)頃発送するが、同月二十七日(水曜日)を過ぎても受験票が届かない場合は、岡山県教育庁教育政策課人事班まで連絡すること。

5 インターネットによる申込み

インターネットによる受験申込みは平成三十年六月五日(火曜日)八時三十分から同月十五日(金曜日)十七時まで受け付ける。詳細は、岡山県教育庁教育政策課ホームページを参照すること。

七 試験の方法

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者について行う。

1 第一次試験

- (1) 一般教養試験(択一式)
- (2) 専門試験(択一式及び記述式)
- (3) 面接

2 第二次試験

- (1) 適性検査
- (2) 口述試験

八 試験の日時及び場所

1 第一次試験

平成三十年七月一日(日曜日)九時十五分から十七時まで

岡山県庁分庁舎(岡山市中区古京町一丁目七番三六号)

2 第二次試験

平成三十年八月一日(水曜日)十時から十七時まで

第一次試験の合格者に対して別に通知する場所

九 合格者の発表

第一次試験については平成三十年七月二十日(金曜日)に、第二次試験については

同年八月三十一日（金曜日）に、岡山県教育庁教育政策課ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者に対して直接通知する。

十 受験申込書等の請求先

受験申込書、受験票及び試験実施要項は、岡山県教育庁教育政策課人事班において交付する。なお、郵便で受験申込書等を請求する場合は、宛先明記の返信用封筒（定形の場合は、九十二円分の切手を貼り付けたもの）を同封のこと。また、岡山県教育庁教育政策課ホームページからもダウンロードすることができる。

十一 採用日及び採用後の給与

1 採用日

合格者は、原則として平成三十一年四月一日付けで採用する。

2 給与

給料月額は、四年制大学卒（新卒）の場合、原則として一九一、九〇〇円（経歴により変動することがある。）で、このほか諸手当（扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等）をそれぞれの条件で支給する（平成三十年四月時点の制度の場合）。なお、今後の給与改定の状況によっては、支給額が増減することがある。

十二 受験上の配慮

身体等の事情により、受験に際して特に配慮を必要とする場合は、受験申込み時に連絡すること。

十三 その他

1 受験申込書の記載内容が事実と相違する場合は、合格を取り消すことがある。

2 受験手続その他の詳細については、岡山県教育庁教育政策課人事班に問い合わせること。

平成30年5月22日 岡山県公報 第11992号

◎岡山県教育委員会公告

平成三十一年度岡山県教育委員会職員（埋蔵文化財発掘調査員）採用候補者選考試験を次のとおり実施する。

平成三十年五月二十二日

岡山県教育委員会

一 試験の目的

この試験は、平成三十一年度岡山県教育委員会職員（埋蔵文化財発掘調査員）採用の選考資料とするために実施する。

二 採用職種

埋蔵文化財発掘調査員

三 採用予定人員

二名

四 職務内容

岡山県内の埋蔵文化財の発掘調査及び調査報告書の作成のほか、広く文化財の保護、活用等に関する業務に従事する。

五 受験資格

1 次のいずれにも該当する者

(1) 昭和六十三年四月二日以降に生まれた者

(2) 大学若しくは大学院で考古学を専攻した者又はこれに準ずる者

(3) 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第五条に規定する学芸員の資格を有する者又は平成三十一年三月末日までに取得見込みの者

2 1にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、受験することができない。

(1) 日本の国籍を有しない者

(2) 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号のいずれかに該当する者

六 受験申込み

1 受付期間

平成三十年六月五日（火曜日）から同月十五日（金曜日）までの期間中（土曜日及び日曜日を除く）、八時三十分から十七時十五分まで。なお、郵送の場合は、

同日までの消印があるものは受け付ける。

2 提出書類

- (1) 受験申込書（所定の様式による。）
- (2) 受験票（所定の様式による。）
- (3) 発掘調査歴及び業績の目録（所定の様式による。）

3 受付場所

岡山県教育庁教育政策課人事班

（〒七〇〇―八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号）

（電話 （〇八六）二二六一七五六八 直通）

4 受験票の交付

受験票は、受付締切後、平成三十年六月二十一日（木曜日）頃発送するが、同月二十七日（水曜日）を過ぎても受験票が届かない場合は、岡山県教育庁教育政策課人事班まで連絡すること。

5 インターネットによる申込み

インターネットによる受験申込みは平成三十年六月五日（火曜日）八時三十分から同月十五日（金曜日）十七時まで受け付ける。詳細は、岡山県教育庁教育政策課ホームページを参照すること。

七 試験の方法

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者について行う。

1 第一次試験

- (1) 一般教養試験（択一式）
- (2) 考古学及び歴史学に関する専門試験
- (3) 考古学に関する調査実務

2 第二次試験

- (1) 適性検査
- (2) 口述試験（面接・口頭試問）

八 試験の日時及び場所

1 第一次試験

平成三十年七月一日（日曜日）九時十五分から十五時五分まで

岡山県庁分庁舎（岡山市中区古京町一丁目七番三六号）

2 第二次試験

平成三十年八月七日（火曜日）十時から十七時まで

第一次試験の合格者に対して別に通知する場所

九 合格者の発表

第一次試験については平成三十年七月二十日（金曜日）に、第二次試験については同年八月三十一日（金曜日）に、岡山県教育庁教育政策課ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者に対して直接通知する。

十 受験申込書等の請求先

受験申込書、受験票及び試験実施要項は、岡山県教育庁教育政策課人事班において交付する。なお、郵便で受験申込書等を請求する場合は、宛先明記の返信用封筒（定形の場合は、九十二円分の切手を貼り付けたもの）を同封のこと。また、岡山県教育庁教育政策課ホームページからもダウンロードすることができる。

十一 採用日及び採用後の給与

1 採用日

合格者は、原則として平成三十一年四月一日付けで採用する。

2 給与

給料月額は、四年制大学卒（新卒）の場合、原則として一九一、九〇〇円（経歴により変動することがある。）で、このほか諸手当（扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等）をそれぞれの条件で支給する（平成三十年四月時点の制度の場合）。なお、今後の給与改定の状況によっては、支給額が増減することがある。

十二 受験上の配慮

身体等の事情により、受験に際して特に配慮を必要とする場合は、受験申込み時に連絡すること。

十三 その他

1 受験申込書の記載内容が事実と相違する場合は、合格を取り消すことがある。

2 受験手続その他の詳細については、岡山県教育庁教育政策課人事班に問い合わせること。

平成30年5月22日 岡山県公報 第11992号

◎岡山県教育委員会公告

平成三十一年度岡山県教育委員会職員（学芸員（美術））採用候補者選考試験を次のとおり実施する。

平成三十年五月二十二日

岡山県教育委員会

一 試験の目的

この試験は、平成三十一年度岡山県教育委員会職員（学芸員（美術））採用の選考資料とするために実施する。

二 採用職種

学芸員（美術）

三 採用予定人員

一名程度

四 職務内容

岡山県立博物館等において、作品の収集・保管・展示・調査研究等学芸員としての専門的業務のほか、教育普及業務及び入館者対応業務に従事する。

五 受験資格

1 次のいずれにも該当する者

(1) 昭和五十三年四月二日以降に生まれた者

(2) 大学若しくは大学院等において美術（主に日本美術）を専攻し、又は研究し、学士、修士又は博士を称することを得る者

(3) 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第五条に規定する学芸員の資格を有する者又は平成三十一年三月末日までに取得見込みの者

2 1にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、受験することができない。

(1) 日本の国籍を有しない者

(2) 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号のいずれかに該当する者

六 受験申込み

1 受付期間

平成三十年六月五日（火曜日）から同月十五日（金曜日）までの期間中（土曜日及び日曜日を除く）、八時三十分から十七時十五分まで。なお、郵送の場合は、

同日までの消印があるものは受け付ける。

2 提出書類

- (1) 受験申込書（所定の様式による。）
- (2) 受験票（所定の様式による。）
- (3) これまでの業績・研究歴（所定の様式による。）

3 受付場所

岡山県教育庁教育政策課人事班

（〒七〇〇―八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号）

（電話 （〇八六）二二六―七五六八 直通）

4 受験票の交付

受験票は、受付締切後、平成三十年六月二十一日（木曜日）頃発送するが、同月二十七日（水曜日）を過ぎても受験票が届かない場合は、岡山県教育庁教育政策課人事班まで連絡すること。

5 インターネットによる申込み

インターネットによる受験申込みは平成三十年六月五日（火曜日）八時三十分から同月十五日（金曜日）十七時まで受け付ける。詳細は、岡山県教育庁教育政策課ホームページを参照すること。

七 試験の方法

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者について行う。

1 第一次試験

- (1) 一般教養試験（択一式）
- (2) 専門試験①（記述式（英文和訳による基礎能力試験を含む。））
- (3) 専門試験②（論文）

2 第二次試験

- (1) 適性検査
- (2) 口述試験（面接・口頭試問）

八 試験の日時及び場所

1 第一次試験

平成三十年七月一日（日曜日）九時十五分から十五時五分まで

岡山県庁分庁舎（岡山市中区古京町一丁目七番三六号）

2 第二次試験

平成三十年七月三十日（月曜日）十時から十七時まで

第一次試験の合格者に対して別に通知する場所

九 合格者の発表

第一次試験については平成三十年七月二十日（金曜日）に、第二次試験については同年八月三十一日（金曜日）に、岡山県教育庁教育政策課ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者に対して直接通知する。

十 受験申込書等の請求先

受験申込書、受験票及び試験実施要項は、岡山県教育庁教育政策課人事班において交付する。なお、郵便で受験申込書等を請求する場合は、宛先明記の返信用封筒（定形の場合は、九十二円分の切手を貼り付けたもの）を同封のこと。また、岡山県教育庁教育政策課ホームページからもダウンロードすることができる。

十一 採用日及び採用後の給与

- 1 採用日
合格者は、原則として平成三十一年四月一日付けで採用する。

2 給与

給料月額は、四年制大学卒（新卒）の場合、原則として一九一、九〇〇円（経歴により変動することがある。）で、このほか諸手当（扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等）をそれぞれの条件で支給する（平成三十年四月時点の制度の場合）。なお、今後の給与改定の状況によつては、支給額が増減することがある。

十二 受験上の配慮

身体等の事情により、受験に際して特に配慮を必要とする場合は、受験申込み時に連絡すること。

十三 その他

- 1 受験申込書の記載内容が事実と相違する場合は、合格を取り消すことがある。
- 2 受験手続その他の詳細については、岡山県教育庁教育政策課人事班に問い合わせること。